

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第

卷五十三第

行發日一月八年七和昭

論叢

滿洲國の財政及財政策……………法學博士 神戶 正雄
經濟に於ける勢力……………文學博士 高田 保馬

時論

變革期の社會政策……………經濟學博士 石川 興二
『購買力補給案』の諸問題……………經濟學士 谷口 吉彦
齋藤内閣の財政政策……………經濟學博士 沙見 三郎

研究

總體經濟と個別經濟……………經濟學士 大塚 一朗
ゼツエーの統一貸借對照表について……………經濟學士 熊本 吉郎
幕末の財政紊亂について……………經濟學士 大山 敷太郎

說苑

勤勞所得分配の實證的研究……………法學士 毛里英於菟
財政の社會學的根柢類型……………經濟學士 大谷 政敬

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（禁轉載）

經濟論叢

第三十五卷 第二號

(通卷第貳百六號)

昭和七年八月發行

論叢

滿洲國の財政及財政策

神 戶 正 雄

緒 言

滿洲國が出来上つた。我國はまだ正式に之を承認するに至らぬけれども、現に事實としては滿洲國が存立して居り活動して居る。財政を有ち財政活動を續けて居る。建國以來今日までは月豫算で財政を行つて來たが、此七月からしては大同元年度豫算として年豫算をも立てて居る。やがて此國は我國からしても他の國々からしても認められるやうになるであらうが、其は兎に角として、此國の財政の如何は我國の財政にとりて重大干係を有ち、其の基礎が薄弱であるとしたな

らば、我國として財政的援助までしなければならぬことにもなるのであるから、其如何といふことは、我國民一般にとりては切實なる問題である。特に時偶々我國財政も赤字財政時代に屬し、財源難を嘆じつつあるの時であるから、尙更らに此の我が後援下にある滿洲國の財政が我が國民にとりては最大の關心事でなければならぬ。私は此問題についての解決を得やうとして、最近に親しく滿洲國に渡りて其現狀を探り、且つ其過去に於ける沿革をも調べて見たのである。今茲に其結果の要點を報告して、我國民の爲めに參考資料を供しやうと思ふ。然るに問題の一部は當局からして記事差止めとなつて居るものに屬するので、其全般を披瀝することの出来ないのは大に遺憾とする所である。尙ほ本文に於ては滿洲國の財政一般について論述し、其關稅及内國稅については稿を更めて論ずることとする。

第一段 滿洲國財政の現況

滿洲國の財政が強固なものか何うか。充實したものか何うか。將來益々發展し擴大するの可能性ありや否や。是れ我等の切に知りたいと思ふ所のものだが、其については過去の事蹟をも詳しく調べて見なくてはならず、外國事情と比較して見ることも肝要であり、財政其ものばかりでなく、一般政治經濟社會事情までも考慮しなければならぬものであるけれども、何は兎もあれ、此國財政の現況自體について一瞥しなければならぬ。其處で之が大要を擧ぐると次の如くである。

先づ其の、

(一) 豫算集成の行政——は何うかといふと、此國にては、豫算の集中編成といふ、財政上最大事な中心的の行政は、財政部の司る所でなくして、其はむしろ國務總理直屬の總務廳の主計處に於て掌ることになつて居る(註一)。財政部といふものは其名稱から見ると、其處で豫算の集成までも行ひさうであるけれども、實際、此處では單に主としては收入のみを司り、附帶して理財、金融事項を司るのに過ぎない(註二)。此豫算の集成が若も我邦のやうに財政部長即ち大藏大臣の任務であつたとすれば、各部の行政長官が彼と對等なる財政部長に迫まりて、其々に分捕を旨とするやうになる、そして財政部長は其を無理とは知りつつも、或度まで聞入れなくてはならぬことになつて、豫算の膨脹を來たすのであるが、此國にては其集成が各部とは並立せざる、むしろ國務總理直屬の機關に任かざるるので、凡べて國務總理の統制下に服し、國務總理は恐らく各部の行政長官を抑制するに足るであらうし、良く諸般行政上の必要の輕重緩急を計量して適當なる裁決を下し得て、過なきを得るに近いことが出來やう。かくして財政の膨脹を餘程の度まで阻止し、得らるべき財源との關係を調節することともならう。たゞ主計處が直接に收入源を管理せぬ爲めに、經費と歳入との關係を調整するに於て、其收入源を自ら管理し得た場合(大藏大臣が豫算集成と收入源管理とを兼ねる場合)に比して何ほどか不便の存することは争はれぬけれども、其も主計處の上司者たる國務總理の威力によりて相當に統制し得らるる筈であり、其方の心配は大したこ

とでなく、むしろ歳出に於ける各部要求の統制に於て一層大なる効果を收めることが出来やう。尙ほ此國にては政府の營繕、購品につき我邦などのやうに分散制を採らず、集中制を採り、齊しく總務廳に於ける需用處(註三)、にて統一集中して行はるるのも、國費を有効に經濟的に使ふのに資し得ると見て良い。

(註一) 主計處の主管事務は、其官制によると、(1)總括豫算及總括決算に關する事項、(2)特別會計の豫算及決算に關する事

項、(3)國資の計畫及運用に關する事項、(4)國庫金收支の管理に關する事項、(5)收支科目に關する事項となつて居る。

(註二) 財政部は其官制に従ふて、稅務、專賣、貨幣、金融統制及國有財産に關する事項を司ることになり、總務、稅務、理財の三司に分屬する。

(註三) 需用處は、(1)營繕に關する事項、(2)用度に關する事項を司る。

(二)豫算の内容

(A)今年五月分の豫算——此國にては建國以來、現在までの處、月豫算を組んで財政上の收支を行ひ來つて居る。其内容の一斑を見る爲めに、此五月分を示すと左の如くである。

	金額 (元)	(百分率)
(イ) 五月分經費の合計	三、四七八、四二七、—	一〇〇・〇
(1) 軍政部經費	二、五〇〇、〇〇〇、—	七一・九
(2) 其他經費	九七八、四二七、—	二八・一
(a) 執政府	八三、三三三、	
(b) 參議府	一九、五四八、	
(c) 立法院	二一、六一九、	

- (d) 監察院
- (e) 總務廳
- (f) 法政局
- (g) 資政局
- (h) 興安局
- (i) 民政部
- (j) 外交部
- (k) 財政部
- (l) 實業部
- (m) 交通部
- (n) 司法部
- (o) 土地局
- (p) 國都建設局

(ろ) 收支對照 (滿洲國政府の豫算面には同國語にて現はされて居るが、讀者に判り易からしむる爲めに、邦語に譯出して置)

(1) 收入	
(a) 四月分より繰越	二、七三二、〇〇〇、
(b) 鹽稅收入	三、〇〇〇、〇〇〇、
(c) 中央銀行より借入豫定額	一、〇〇〇、〇〇〇、
合 計	六、七三二、〇〇〇、
(2) 支出	
(a) 四月分豫算に屬する支出にして五月中交付のもの	二、四〇〇、〇〇〇、
(b) 五月分豫算による支出	三、四七八、〇〇〇、

六〇、三八六、
一〇四、二二二、
三一、七六五、
一二二、六五三、
四五、七四五、
一六四、六七九、
二四、三二五、
八二、八一、
——二・四
五六、七三一、
七七、七七一、
四一、二六一、
一二、二八九、
二九、二八九、

合計

差引五月残にして六月へ繰越さるべきもの

五、八七八、〇〇〇、
八五四、〇〇〇、

右豫算について見ると、其収入中にて収入らしきものは鹽稅だけであつて、其他はいふに足らぬものばかりである。四月からして五月に繰越された収入の内容は秘密に屬するけれども、其は技術上からいへば要するに雜收入といふ詞に入れ得るもののみである。此の如きは建國草々の際で諸の稅收入などの收納の困難なるが爲めに已むを得ぬことである。來るべき此七月以降の大同元年度に至りて初めて正規の諸の收入が收納されることになるであらう。

それから經費の部にありては、軍事費が其大部分を占め、七割以上といふほどの大さである。之に對して文治諸費のあまりにも貧弱なのは遺憾であり、將來の改善が最も期待される所である。此も建國後日尙ほ淺く、治安維持の第一に切要な時代にありては無理からぬ事で、治安が次第に落着き、人心が安定し經濟産業の進展するに従ふては、段々と正常なる經費の分配が行はれ、次第に一般文治費の額が増加せられるやうになるであらう。

(B)大同元年(今年七月一日より
來年六月末日まで)豫算——此は實はまだ未公表のものであり、特に外交關係もあつて六月初め、私の渡滿して居つた當時は極秘とされて居つたのだが、漏れ聞く所によると、其大筋は下のやうなものだといふことである。

金額

百分率

(3)歳出合計

九三、〇〇〇、〇〇〇、——一〇〇、〇

内(1)軍事費	三〇、〇〇〇、〇〇〇、—	三二、〇〇〇、〇〇〇、—
(2)其他	六三、〇〇〇、〇〇〇、—	六八、〇〇〇、〇〇〇、—
(ろ)歳入合計	六四、〇〇〇、〇〇〇、—	
内(1)關稅	一九、〇〇〇、〇〇〇、—	
(2)鹽稅	一五、〇〇〇、〇〇〇、—	
(3)出產稅(農産物の通過稅) 工産物の庫出稅	五、九〇〇、〇〇〇、—	
(4)菸酒稅(煙草、酒の稅)	三、六〇〇、〇〇〇、—	
(5)統稅(捲煙草、綿糸布、 麥粉、セメント稅)	二、八〇〇、〇〇〇、—	
(6)其他、鑛稅、漁業稅、印花稅(印紙稅に當る)、契稅(登録稅)等々、		

之によると、歳出中に於ける文治費の割合が既に大に高まりて、反對に軍事費が割合に低くなり、其關係的地位が舊時代のと逆になつて居ることが認められ、豫算に現はれただけでは政治の一段の改善として良い。尤も此滿洲國自體の軍事費が此國の軍事費の全部ではなくして、我邦の計算に屬する、此豫算面に上らざるもの少からぬことだけは見落してはならない。

そして歳入が歳出よりも小であり、且つ内容の貧弱なることは、建國後第一年の草々の時代とて已むを得ぬことに屬するが、其が大體、可なりに内輪に見積られたのにも因り、特に關稅の如きは其回收の爲めに國際干係の面倒なるものを引起す懸念もあつて、餘程大事を取つたものと思はれる。此回收が圓滿に解決するならば、此方でも豫定よりは一層大なる收入をも生じ得るであらう。約二千萬元といふのは最も小さい限度のものやうである(關稅擔保、外債の元利拂にして

滿洲國の負擔額は約一千萬元と測定せられる。次ぎに大収入を期待せらるる鹽稅も、稅としては一千五百萬元のみを見積つて居るが、別に鹽專賣をも續行するとすれば其からも収入があがり、固有の鹽稅からしても、もつと多くが得られさうである。即ち過去の經驗に徴すれば廣義の鹽稅から四千萬元以上が得られさうである。かくて此歳入は決算に至らば豫定見積に比して増大の餘地があり、そして幸にして豫算施行が統制良く行はれることが出來たならば、歳出の方は豫定よりも遙かに内輸に切り詰めることが出來るであらうから、不足額は實際に於て豫定の三千萬元に達せずして濟まう。又其が豫定の如くに三千萬元にも上ぼつたとしても、建國初年度としては其れ位の不足、随つて借入金の利用といふことは恕すべきことであり、其は恐らく此國の中央銀行のみにても應じ得ることであり、其他に於ける内、又は外債によりても充たし得ぬことはなからう。

第二段 滿洲國財政の過去

滿洲國財政が將來、如何あるべきか、之が對策如何を決する爲めには、其の現在を知つただけでは不十分であり、進んで其の前の時代、即ち前の軍閥政府時代の其をも知らなければならぬ。之からして補充せられて初めて現在の財政の發展餘地が判斷せられ得る。但し舊時代の財政の變遷を詳しく述べる事は茲には煩雜だから之を省略し、此建國の直前に於ける、此國に大體該當する

奉天、吉林、黒龍江三省の財政の集計したものを示して、其大觀を爲すこととしやう。其計數も實の處、材料によりて可なりに相違があり、何れを信據して宜しきかに迷はなければならぬが、此滿洲舊時代の財政史通たる滿鐵調査會の中濱義久氏の調べに従ふのが先づ適當と思ふから、私は暫らく茲には同氏の示されたるものに依ることと爲す。其は先頃我邦の軍部が押收した奉天財政廳の書類に従ふて纏められたものである。即ち其の東三省歲計豫算の民國十九年發表によると左の如くである、(單位は現大洋であり、前段に擧げた現滿洲國の單位と同じものとなつて居る。但し分類は中濱氏に従はず、若干、私意を交へて變更して置いた)。

	金額	百分率
(一) 歳出——合計	一四四、二二八、八〇五、——	一〇〇、〇
(A) 陸軍費	九八、五五四、九五一、——	六八、三
(B) 財政費	一八、八六七、七一七、——	一三、一
(C) 其他	二六、八〇六、一三七、——	一八、六
(い) 外交費	二〇六、一二六、	
(ろ) 教育費	四、七〇三、〇八〇、	
(は) 内務費	五、六〇六、八二六、	
(に) 司法費	一、三九五、五六一、	
(ほ) 建設費	三三九、二五一、	
(へ) 農商務費	一五四、二四〇、	
(と) 政務委員經費	七〇〇、五〇〇、	
(ち) 豫備費	一三、七〇〇、五五三	

	金額	百分率
(二) 歳入——合計	一三二、七七六、三九八、——	一〇〇、〇
(A) 収益税——田賦	八、三三三、七六一、——	六、八
(B) 消費税	八七、四一六、三五七、——	七一、八
(い) 鹽 税	四五、八八四、三〇一、——	三七、七
(ろ) 銷場 税	一一、六五四、二七三、	
(は) 出産 税	一〇、四八五、二九五、	
(に) 捲菸統 税	五、三六〇、三五五、	
(ほ) 菸酒 税	二、九六九、〇二七、	
(へ) 菸酒公賣費	一、三九六、三二三、	
(と) 酒特 税	三五、七八六、	
(ち) 豆 税	三、一八六、七八四、	
(り) 油 根 税	二〇六、七五六、	
(ぬ) 人 蔘 税	四〇、九六六、	
(る) 木 税	二、〇二二、九五九、	
(を) 繭 絲 税	三二一、二八七、	
(わ) 鑛 税	九四八、八五七、	
(か) 硝 鑛 税	二〇二、〇二四、	
(よ) 性 蓄 税	二、七〇一、三六四、	
(C) 交通 税	五、八八七、〇〇七、——	四、八
(い) 契 税	二、八一、六六三、	
(ろ) 印 花 税	一、九五六、九五五、	
(は) 車 牌 税	六九四、七八八、	
		九、七六一、四九一、——八、〇

(c) 帖照税	二三九、二七一、
(b) 菸酒牌照税	一八四、三三〇、
(D) 各種罰金	三二二、三二〇、
(E) 官業收入	七一五、〇四八、
(F) 雜收入	一九、一〇一、九〇五、

右によりて、明なるが如く、歳出にては、其二三、一%は財政費、即ち大體、經理費だとして暫らく措き、其外に立つ所の施政費中については、一般文政費一八・六%に過ぎずして、陸軍費が六八・三%と全國費の三分二以上を占めて居つたのは、如何に其の國費の多くのものを、軍閥政治家の勢權慾充足の爲めに使ふことに専らとなりて、人民の福祉増進、文化の向上發展の爲めに用ゆることが等閑に附せられたかを察知するに足るのである。加之、更に奉天省のみに就いて見るときは、軍事費の全經費中に占むる地位は一層重きを成すのであり(註四)、いふ所の關係は一層の不利ともなるのである。前に舉げた新滿洲國大同元年度の豫算に於て、軍事費が全國費の三分一以内に止まると對照して、新しき政治の古き政治に對して一段の改善進歩を示すものとして宜しい。其ればかりでない。右の軍事費は單に形式上、豫算に現はれたるものに止まり、其外にまた、舊軍閥政治家が豫算以外に、軍費の爲めに、臨時に又は隨時に人民から徵發しつつあつたものもあり、それから、紙幣によりて人民から特産物を買上げ、其を外商に對し金貨により賣却して收得したる利益の如きもあつて、其が軍費に、或は軍閥權勢者の私腹に歸したるもあつて此等、

豫算に現はれざる國民負擔の少からざることをも見逃してはならず、此等をも併せ考慮するに於て、舊軍閥政府の偏軍事費支出は、前記表面上のものよりも、もつと大なものとなるであらう。

(註四) 奉天省十九年度經費を示すときは左の如し。

	金額	百分率
歳出合計	八六、一七二、五五八、—	一〇〇、〇
(A) 軍事費	七六、〇七五、六八三、—	八八、三
(B) 財政費	二、七二一、七六六、—	三、二
(C) 其他	七、三七五、一〇九、—	八、五
い) 外交費	九〇、一四二、—	
ろ) 教育費	二、八七四、四〇七、—	
は) 内務費	三、一五〇、五六〇、—	
に) 司法費	二〇〇、〇〇〇、—	
ほ) 實業費	六〇、〇〇〇、—	
(一) 豫備費	一、〇〇〇、〇〇〇、—	

次ぎに歳入については、消費税が種類も多く、率も可なりに高く、壓倒的の重さを有つ。収益税の如きは之に比してはあまりにも地位が低い。此の如きは支那のやうな特殊の民性を有つた國にては已むを得ぬことであるのであらう。人民が一般に直接の税負擔を嫌ひ、税が寛大なれば寛大なるほど之を仁政と心得、重き税を取る政府を呪ひ、其低き政治を謳歌するに於て、政府が努めて地租のやうな直接定期税を避けて、間接税に依らうとするのは自然の成行である。併し其結

果としては負擔が人民の給付能力に伴はず、不公平なるものとなるのは免れない。まして直接税といふても、輕き田賦即ち地租のみありて、所得税財産税の如き一般に廣く色々の所得や財産を課するものを有たぬに於て一層不公平となるの外ない。又齊しく消費税としても、鹽税が其消費税の過半の收入を擧ぐるといふに於て、そして其鹽收入から全き歳入の三分一以上を擧ぐるといふに至りては、貧民過重の甚しきものとしなければならぬ。特に此の鹽税收入を吟味するときはその生産地に於ける原價の、百斤僅かに十五錢にも過ぎぬものが人民の手に入るときに十圓以上ともなるといふに於て（圓、錢といふ文字を用るたけれども、實は滿洲貨の單位である。精密にいふと、元、角、分として現はさなければならぬ。其の内容は註五について見られたい）、其の負擔の過重なのに驚かなければならない（註五）。此の鹽の過重負擔に對立しては、此國に於ける酒、及煙草の消費税が僅かに總歳入の八%といふのに止まり、鹽税收入に對しては其五分一強といふに過ぎず、我邦の酒税及煙草專賣益金が四億圓内外なるに對しても、其のあまりにも小さいことは見逃がすべからざることである（註六）。更に砂糖に對しては關税はかかれども、内國消費税はなく、茲にも折角の好税源を逸して居るといふことを見出す。かくして如何に民度の低い處とはいへ、消費税としての好條件を備へたものを逸しつつ他方に鹽税のやうな人頭税的なる貧民税を重課しつつあつたことは見逃がすべからざる事柄でなければならぬ。其他、雜多なる消費税が各種の農工産物に課せられ、而かも其中には外國へ輸出さるべき重要な物へも遠慮なく課税をして居り

其は其の收税の大を期するといふ政策上には或は此國情として已むを得なかつたかも知らぬけれども、經濟政策及社會政策上には不得策であり、負擔の公平にも合はず、租税行政の上にも煩雜面倒といふの弊を伴ふたものとしなければならぬ。

(註五) 鹽税につきては、其固有の税は百斤につき正税が三元、附加税が三元、特別附加税が三角、計六元三角である。そして之が生産地原價は一角半位のものである。

處が此外に、吉林省と黑龍江省とにては、右税のかかりたる鹽を、更に吉黑權運局といふ專賣機關の手にて專賣を行ひ、其からしても百斤につき二元八角三分の利を收めつつあつた。で此二省にては百斤につき九元一角三分の税がかげられることになる。此點につき朝鮮銀行が權運局を管理中に調べたものによると左の如くである。尤も其は昨年十二月現在なのであり、單位は現大洋による。

鹽代一〇〇斤につき 〇・一五 (一石、一元乃至〇・七〇だが、〇・九〇として計上)

復縣營口間運賃 〇・三〇 (冬期は馬車運輸となり一石、一、二〇元位だが、年平均一石、一、八〇元として計上)

營口、長春間汽車賃 〇・八四

税 金 六・三〇

麻 袋 〇・二九

計 七・八八

右原價のものを、權運局にて百斤、につき哈大洋十五元七角五分(一袋二十七元)にて賣却した。現大洋と哈大洋との相場を六八・〇にて仕切るときは現大洋の一〇・七一元となり、差引きして百斤につき二・八三元の純益となる。

(註六) 酒税は、例之、奉天省にては燒酒、紹酒、元酒、洋酒、葯酒等の從價百分十一、菸(煙草)税は、同省にて、菸葉、菸絲に從價百分十一。菸酒公賣費は、菸酒の從價百分六。酒特税は各種瓶酒に從價百分二十。捲菸統税は卷煙草に對し、

一等級品、五萬本の價格五四〇元以上のものに 三〇五、元

二等級品、五萬本の價格一五〇元以上のものに 八一元

三等級品、五萬本の價格一五〇元以下のものに 三九元

第三段 滿洲國財政の將來

上來述べ來つた所は、滿洲國財政の過去現在の一端である。之を土臺として其將來を推測することが出來、又、將來如何に爲すべきかの政策を立てることが出来る。其の成行如何によりては滿洲國は我邦自らの係累ともなり、又、係累とならざることを得るのである。其如何は、だからして我邦、我國民にとりては頗る重大なる問題なのである。實に私が滿洲國財政を調べて見やうとしたのも、決して滿洲國の爲めではなく、我日本國民の爲めにであつたのである。そして私の其調査から得た、此國將來の財政政策に對する意見は左の如くである。

(一) 收支關係——については、前記大同元年度豫算に於ける不足の如きは、其しきの額は、新中央銀行よりの餘力によりて應ぜらるべき借入金にて裕に充たし得らるると思ふ。のみならず夫の不足といふても、豫算實施の後に於て豫算したほどに大なものとならずして濟むといふ望もある。其歳入出の見積の工合を見ても、歳入は可なりに内輸に見積られて居り、歳出はむしろ餘裕をとりて見積られて居る。それに主計處の方針としても、豫算につき各部に一年分の定額を任かせず月々の分を交付し、實蹟に従ひて冗費と認めれば遠慮なく緊縮を命するやうにし、需用處からしての各部への統制と相待つて、放慢支出を阻止し得て、結局に於て相當の不用額を生ずるだらうとも思はれる。それから借人、公債としては、單に中央銀行ばかりでなく、外國からの借款に依

ることも望みなきにあらずであり、滿洲内の民衆からしても、富札附公債でも發行したならば、其民性に考へて相當の好成绩を收め得るとも思はれる。此國にては此建國の好機會に於て、富有なる國民への強制愛國公債を起しては何うかとの議もあるやうだが、其方は此國基礎の未だ薄弱なる現狀に於て成績の疑はしきものがあり、其にて味噌をつけるのは害ありて益なしと考へられる。私は其よりは、むしろ富札附公債を勧めるものである。

(二) 歳出——については、建國草々の際であるから、特に軍閥政府の文治荒廢の後を承けて居るから、文治費に於て相當巨大の支出を爲さなければならぬ。そして其の何れの方面を見ても爲すべきものは多い。教育を見ても高等の教育は全く備はらず、普通教育さへも一向に整つたものではない。衛生施設の如きは甚だ貧弱なものであり、交通道路の如きも洵に不満足なものである。其他治安の維持、特に馬賊の討伐の如きは實に一大事業であつて、此後のものについては滿洲國獨自の力にては能くし難きものがあり、我邦の後援に待ち即ち或度まで、日本國民の負擔に於て之を爲すことにもならう。滿洲國が我邦にとりて國防の第一線たるの理由に基きて、之が或度の負擔を我國民としても辭し得ないけれども、併し滿洲國の治安維持は主としては、何處までも滿洲國自體の存立上の問題だから、之が費用は主として滿洲國自らが支辯するやうにならなければならぬ。そして此趣旨に副ふやうに治安維持費の大部分を滿洲國自らにて負ふやうになるときは、其國費の大部分をも之に向けなければならぬやうになつて、舊軍閥時代の國費分配とそんな

に違はぬやうにもなる。其爲め折角、新政府となりて、文治費を多く使ふやうになつたといふ好傾向も又々逆轉するやうになるので、其は洵に遺憾のことである。で此國にて出来るだけ治安維持費を、随つて軍費を少くするやうに努め、他方、文治費を出来るだけ多くするやうにも努めるが、併し其文治費を使つて爲すべき諸の施設は、一時に急激に之を行ふには及ばぬ。漸を以て之を行ひ、且つ最も民人の必要とする所からして初めなければならぬ。かくて其の經費の分配を適切ならしめることは、今後、最も六つかしい問題でなければならぬ。當局者に於かれては折角、此につき慎重審議を盡して過なきを期せられたい。

(三) 歳入——については、前にも示すが如くに、今日は極めて貧弱であつて、其歳出を充たすに足らぬやうな有様だが、段々と此國が開發せられ、新しき投資も行はれ、新しき事業も起るやうになると、輸出入も随つて多くなりて、關稅收入の自然増収も期待せられる。勿論、關稅については之が接收問題があり、目下、國際交渉中に屬し、其交渉の結果を待たなければ、果して此が十分に利用し得らるるやは判らぬけれども、恐らくは結局、此國の好財源となることが出来やう。其と相並んで重要な地位を占むる鹽稅に至りては、元來、理論上には不都合なものであり、随つて段々と之が輕減を計り、又結局は全廢するまでにしなければならぬものであるけれども、其は他方に合理的なる良財源が完成するに従ふて段々と行ふべきであり、其の出来るまでの間は、假令、理論上不都合であるとしても、實際上、財政收入を確保するが爲めに、暫らく之を存續して

財政の基礎を確實にすることが勧められる。負擔の公平も肝要だが、實の處、其は相對的のこと
で、或度までは又或時期までは其不公平も辛棒し得ぬことはない。むしろ收入の確保といふ財政
の基礎確立の方が負擔公平よりも、實際としては一層大切である。既に鹽稅をば、かかる意味に
て許すとすれば、過去の實蹟に徴して、今日の豫算にて計上されたるよりは、より多くの收額が
今後も此から期待し得られるであらう。

それから從來此國にて課せられ來つた其外の雜多な消費稅は固より、出來るだけ之を整理し、も
つと簡單化することが、負擔公平上にも、租稅行政上にも、産業及社會政策上にも望ましいこと
には相違ないけれども、此も漸を追ふて行ふべく、より良き代り財源を備へつつ之を執行しなく
ては、財政上に支障を來たさなくては濟まぬ。ただ其中にても、酒と煙草との稅收入は、我國の
同様の收入が四億圓内外なのに比して、假令此國の人口が少く、民度が低いとはいへ、あまりに
輕きに過ぐるやうであり、此二種の稅にては、此上の增收を擧ぐるものが左迄困難ではないと思
はれる。かくの如きは世界各國に共通のことで、左して心配すべきことではない。此二稅と相並
んで廣く世界の各國に行はるる消費稅としては、砂糖消費稅を擧ぐることを得る。此が此國にて
關稅のみであり、内國消費稅を有たぬのも遺憾であり、即ち之を創設して良い。一方、此國にて
鹽にばかり重稅を課しながらも此等の比較的贅澤乃至不要分子の強き物を消費稅の課稅物件から
見逃がすのは、片手落であるばかりでなく、却つて反對に不公平をも増長しつつあるものとして

良い。其他、廣義の消費税としては此國にては、阿片專賣、富籤專賣などが、國情に適切のものと考へられる。かくして此等の補充と完成とによりて、消費税の範圍にては現在よりも収入を一層増大し得ると思はれる。

交通税の範圍にても、登録税たる契稅や、印紙税たる印花税にも將來の増收を期し得るし、將來に於ては又相續税なども設けて良いが、其は暫らく後日に譲るとして、直接税にありては此が如何に此國の民性に合はぬとしても、既に田賦もある以上之を改良し、更には營業税なども加へて収益税の完成を計ることとしたが宜しい。營業税としては舊來の帖照税、牌照税、が多少其代りをしつつあるともいへるが、其は固有のものではないから、暫らく別とし、其固有のものとしては、昨年奉天省にて地方に委讓した税の中に各種營業に對する營業税があり(註七)、質商に對する當税、仲買營業に對する牙紀税、(菸酒販賣業に對する菸酒牌照税)などがあつて、此等を整理集中すれば整備した營業税を作り得る。又、田賦、即ち地租については、奉天省にては昨年卒先して之を地方に委讓したのであるけれども、此は吉林、黑龍江省にては行つて居らぬことで、新國家としては再吟味の必要がある。成程、地租の如きは、理論上、地方税に適し、之に於ける條件を多分に備ふるのではあるけれども、滿洲國のやうに經濟發達の幼稚の處では、むしろかかる税を國税として維持して、國稅收入の土臺とするのが、收入の確實の上から望ましい。尙ほ又此田賦は現在尙粗笨な取方をして居り、上、中、下等など等級別をして、段別割式に課して居るのだから

ら、此はもつと改良して、各地片の價値に應じた課税にしなくては公平に合はぬ。また其税率も今日のは可なりに軽いものだから、此上の増率も左まで六つかしくはないやうに思はれる(註八)。其他、段々と粗なる形にて所得税などを設けても良く、法人所得税から初めて、公社債銀行預金の利子などへの資本利子税を課し、結局、箇人所得税をも取るやうに進めたならば、負擔の公平にも合し、収入の大を計るにも適しやう。

(註七) 此各種營業に課する營業税は營業を六種に分ち、種類により税率を異にし、大體、營業收入の百分一、一・五、二、であり、銀行業などでは、資本の百分二となつて居る。

(註八) 奉天省地租は(一畝は日本の五畝二十七坪八四に當る)

上 則 地	—— 每畝、大銀元、一角五分四厘
中 則 地	一角一分
下 則 地	六分六厘
沙 域 地	三分三厘
不分等則地	一角一分

である。

結 論

以上要之、滿洲國は建國以來、日尙淺く、且つ治安の維持も未だ完からず、關稅權の接收も未だ確實ならず、其爲め財政豫算に不足あり且つ不安を抱藏するやうであるけれども、併し審かに其實情を檢し、其過去の事蹟をも稽ふるときは、之が改造を巧みに行ふならば、相當に豊富なる

財源を備へて、將來、益々之を増加し得るであらうと思はれる。そして此豊かなる財源によりて將來必要にして爲さざるべからざるの文化施設を完備し、且つ或度までは軍事費をも充實し得て此國独自の力にて其治安を維持し得るであらうと思ふ。ただ歳出の方面は飽迄も出来るだけ緊縮の手綱を緩めぬやうにし、財源の方は折角、在來からあるものは之を支持しつつ、餘裕のある處には新しきものをも求めて、之が豊富なるやうに企圖しなければならぬ。かくせば其財政は前途洋々たりである。ただ自然に放任し拱手のみして居つては悲觀の外ないけれども、少しく努力するならば之をして堅實なる財政たらしめることは必ず出来る。滿洲國の成立し發展する爲めには治安の維持と財政の確立とが二大要件である。其一たる財政の確立といふことも施策宜しきを得れば、先づ大丈夫と思はれる。で其の一刻も早く達成せんことは獨り滿洲國民の爲めばかりではなく、また實に日本國民の爲めである。當局者の努力を期待して已まない。